R4若林区

| 一連番号 | 小学校名 | 学校内番号 | 点検の観点 | 路線名 | 通学路の危険・要注意個所 | 通学路の状況・危険個所の内容 | 対策内容 | 対策担当部署 | | | | | | 対策完了又は継続実施 | | | | | | 全て完了又は実施 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | 学校 | 道路管理者 | 警察署（交通課） | 区防犯担当部署 | 警察署（生活安全課） | その他 | 学校 | 道路管理者 | 警察署（交通課） | 区防犯担当部署 | 警察署（生活安全課） | その他 | | |
| 43 | 南材木町 | 1 | 交通 | 若林82 | 穀町から南材木町小学校西門付近 | 車両の通行量が多いにもかかわらず，道幅が狭い。また，自転車の交通量も多い。<br>若林96との交差点では過去に事故あり。 | 歩行者注意の路面標示の設置（道）<br>交通指導取締まり継続（警・交） | | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | ○ | |
| 44 | 南材木町 | 2 | 交通 | 若林100 | 路線番号若林100全体 | 道幅が狭く，路側帯もない。 | 学校側（南側）への外側線設置（道） | | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| 45 | 南材木町 | 3 | 交通 | 若林119 | 仙台堀から八軒中学校正門付近 | 仙台堀付近は交差点が多く交通量も多い。また道幅も狭く，歩道もない。 | 付近に特別通行許可証を所持する車両専用の道路であることを周知し，注意を呼びかける。（学）<br>薄くなった十字マークの再設置（道）<br>路側帯の薄くなったカラー塗装の再設置（道）<br>横断歩道の路面標示の再塗装（警・交） | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | 令和4年度に十字マーク2箇所再設置した、令和5年度に舗装補修と合わせて延長約200mの緑カラー化を施工,令和6年度は延長約140m緑カラー化を施工<br>、令和7年度延長約60mカラー化施工 |
| 46 | 若林 | 1 | 交通 | 県道54・177交差点 | 若林小学校前交差点 | 歩行者用信号機がなく，学校から井土長町線に出る自動車と，横切る歩行者や自転車がぶつかる危険がある。 | 児童への安全指導（学）<br>市177の停止線手前に「歩行者注意」の路面標示を設置する（道）<br>横断歩道の白線の再施工（警・交）<br>古くなり文字等が薄くなった標識の交換（警・交） | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | |
| 47 | 若林 | 2 | 交通 | 県道54号線・175交差点 | 清水内科前交差点 | 歩行者用信号機がなく，若林五丁目3号公園方面から井土長町線に出る自動車用信号機もない。そのため，若林五丁目3号公園方面から井土長町線に出る自動車と，横切る歩行者や自転車とぶつかる危険がある。 | 児童への安全指導（学）<br>停止線箇所に「止まれ」の路面標示（道） | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | |
| 48 | 若林 | 3 | 交通 | 仙台バイパス交差点・178交差点 | 仙台バイパスから抜ける道 | 7：30～8：30の間は，許可車両以外は通行禁止。しかし，バイパス横断の抜け道として許可車両以外の通行がある。 | 児童への安全指導（学）<br>規制標識の追加（警・交） | ○ | | ○ | | | | ○ | | ○ | | | | ○ | |
| 49 | 南小泉 | 1 | 交通 | 若林136、若林217、若林218 | 若林136、若林217、若林218交差点 | 交差点で児童と一方通行路を北進する車両が出合い頭に衝突する恐れがある。 | 児童への安全指導。PTAからのお便り等を通して注意喚起（学）<br>外側線の引き直し（道）<br>「歩行者注意」の路面標示の引き直し（道）<br>ドットラインの設置（道）<br>西側の一時停止箇所に「止まれ文字」新設（警・交）<br>北進方向への一時停止標識の設置の検討（警・交） | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | 主道路への一時不停止原則不可。検討結果見送り（警・交） |